

## 再々回答書

平成25年7月30日

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
検討委員長 長 田 淳 様  
事務局長 岩 岡 宏 保 様

テレコムクレジット株式会社代理人  
弁護士  
弁護士

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴会からいただきました2013年7月2日付「再々お問合せ」  
に対し、当職らはテレコムクレジット株式会社（以下「テレコム社」  
といたします。）を代理し、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

### 記

#### 1 テレコム社とサイト利用者間の契約関係/クレジット決済について

##### (1) テレコム社とサイト利用者間の契約関係について

貴会は、サイト利用者がテレコム社の決済代行サービスを利用してクレジット決済をすることを選択した場合には、「サイト運営事業者との間だけではなく、当該サイト利用者との間にも、貴社（＝テレコム社）の決済代行サービスを利用してクレジットによる立替払いを受けられる契約が成立する」と主張されています。

しかし、決済代行サービスは、テレコム社がサイト運営者との間の決済代行サービス契約に基づいて、サイト運営者に対して提供するサービスであり、サイト利用者に対して提供するサービスではございません。また、サイト利用者が立替払いを受けられるのは、サイト利用者とカード会社との間の立替払契約に基づくものでありまして、テレコム社との間に契約が成立するからではありません。

また、貴会は、サイト利用者がクレジットカード決済をする際、テレコム社にクレジットカード番号等の情報が渡る点を挙げて、テ

レコム社とサイト利用者との間に何らかの契約関係があると主張されます。しかし、サイト利用者は、あくまでサイト運営者の指図に基づきクレジットカード情報をテレコム社に渡しているのであり、テレコム社との間の契約に基づくものではありません。

よって、テレコム社とサイト利用者との間に契約関係は想定できないといわざるを得ません。

## (2) サイト利用者がクレジット決済を利用できる根拠

サイト利用者は、サイト運営者との間で締結したサイト利用契約に基づくサイト利用料の支払い方法として、クレジット決済を選ぶことができます。また、サイト利用料が、サイト利用者・サイト運営者間で締結されたサイト利用契約から発生するものであること、クレジット決済を利用する前提として、サイト利用者はクレジットカード会社との間で立替払契約を締結している必要があることについては、争いがないものと思われまます。

サイト利用者がクレジット決済を利用できるのは、テレコム社との間に契約関係があるからではなく、サイト運営者との間に契約関係があり、そのサイト運営者とテレコム社との間に決済代行契約が存在するからです。サイト利用者は、サイト運営者との間の契約当事者としての地位に基づいてクレジット決済を利用できるに過ぎず、サイト利用者とテレコム社との間に契約関係があるわけではありません。

決済代行サービスが適用される場合の仕組みは、サイト運営者がサイト利用者の保有しているクレジットカードの加盟店でない場合に、テレコム社がカード会社に代わってサイト運営者に対してサイト利用料の支払いをする一方で、その支払いをカード会社に請求するというものです。チャージバック等によりカード会社からの支払いが得られない場合には、テレコム社はサイト運営者に支払った代金の返還を請求します。この場合、決済代行サービスを利用するのはサイト運営者であって、テレコム社は、事前にサイト運営者の与信審査を経て決済代行契約を締結した上で、上記支払いを行っているのです(一種の融資です)。これはサイト利用者の委託に基づくものではなく、またサイト利用者はこの支払いに関して何ら責任を負いません。サイト利用者が負うのはカード会社に対するクレジットカード代金の支払い義務です。

このような関係である以上、テレコム社は、サイト利用者に対して契約上の権利・義務を負うことはないといわざるを得ません。

以上の通り、サイト利用者がクレジット決済を利用できる根拠は、カード会社との立替払契約及びサイト運営者とのサイト利用契約にあり、サイト利用者とテレコム社間の契約が根拠となるものではありません。

## 2 消費者とテレコム社との間のトラブル

消費者とテレコム社との間で生じる「クレジット決済代行の利用上のトラブル」とは、例えば、サイト利用者がクレジット決済を選んで適正な手続を経たにもかかわらず、テレコム社の落ち度によりクレジット決済ができなかった場合を指します。この場合、テレコム社の不法行為が成立する余地があるといえます。

## 3 テレコム社とサイト利用者間の規約/免責事項について

### (1) テレコム社とサイト利用者間の規約について

前述致しましたように、テレコム社とサイト利用者との間に決済代行契約が締結されているわけではございませんので、テレコム社とサイト利用者との間に、決済代行契約に関する取り決めはございません。

### (2) 免責事項をサイト上に記載している理由

当該免責事項は、テレコム社がサイト利用者との契約関係に立つものでないこと、よって、サイト利用者がサイト運営者との間で締結したサイト利用契約に関して生じた責任を負う立場にないことを明確にする趣旨でございます。

以上、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

以上